



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番

95.7.20 No. 4226

JR「採用」差別事件 7/27中労委で審問再開!

中野委員長が証言 全力で結集を

七月二十七日、JR「採用」差別事件の中労委での審問が再開されることになった。

一、二名の仲間たちがJR「採用」とったことの不当性を争ってきた労働委員会闘争は、地労委での全面勝利命令をかちとり、中労委段階でも、九〇年一月に一旦結審していた。

今回、改めて審問が開催されることとなったのは、動労千葉側からの「審問再開の申し立て」に基づくものであり、当日は、一三時から中野委員長証言が予定されている。傍聴に全力で結集しよう!

今や「不採用」の 不当性は明白! 審問再開の経緯

動労千葉が、中労委に審問の再開を求めた理由は次のとおりである。

この事件が九〇年十二月に中労委で結審した後、千葉地裁で第一波・第二波ストに対する二八名の公労法解雇の無効を争う裁判の判決がだされた。この判決は、周知のとおり、十二名の解雇を無効とし、十六名の解雇を認めるものであった。十六名の解雇を「正当」なものとした点で断じて許すことのできない反動判決である。しかし、いか

に反動的な裁判所とは言え、十二名の仲間たちには、「解雇の理由無し」との判決を行なわざるを得なかったのである。

とすれば、この判決から言っても、解雇以下の処分全体が過重すぎるものであり、修正されなければならぬことになる。

ところで、十二名の仲間たちが「清算事業団送り」にされた「理由」は、「停職六カ月以上または二回以上の処分を受けている」ということであった。当然にも、労働処分を理由として「清算事業団送り」にすること自体、全く不当と言うほかないが、それ以前に、その基準とされた処分自身が濫用であったことが明らかにしたのである。

まさに、JR「不採用」の不当性が一〇〇%明白になったのだ。われわれは、この点を再開された審問のなかで、再度徹底的に明らかにする決意である。一旦結審された審問が再開されることは滅多にないことだ。しかし、さすが中労委も、われわれの審問再開の申し立てを認めざるを得なかったのである。

なお、再開された審問は、この日の中野委員長証言をもって再び結審する予定になっており、当日の傍聴闘争は、極めて重要な位置をしめている。解雇撤回・清算事業団闘争勝利に向けて、全力で傍聴に結集しよう!

正念場をむかえた 清算事業団闘争

七月二三日の参議院選挙をはさんで、七月二七〜二八日に予定されている国労全国大会をめぐる、清算事業団闘争に政治的な決着をつけてしまおうとする攻撃が激化している。

政府・運輸省は、分割・民営化政策の全面的な破たんとして「十年目の総括評価」という問題に直面して、清算事業団闘争が不屈に闘い続けられ、常に国家的不当労働行為としての分割・民営化攻撃を糾弾し続ける状況に、ここで決着をつけなければ大変なことになるとあせっている。

ここには、清算事業団闘争を終わらせ、国労をからめとるといふ問題と、ある意味で分割・民営化の最大の暗部とも言える、あまりにも異様なJR東日本と革マルの癒着体制を清算するといふ問題がメダルの表裏のような関係で意図されている。

そのために、運輸省は「二〇二億合意」を行い、五月十三日の「運輸省解決案」をだし、村山政権下での決着を狙っている。

現在も、「政労資交渉のテーブルづくり」などが水面下でさかんに進められている。

重要なことは、今こそ泰然自若として原則を貫く構えをもつことだ。後がなくなせつていのは敵の側だ。一〇四七の仲間たちが十年間に及ぶ闘いを、くじけず貫きとおしたことが、政府・運輸省を追い付めたのである。しかし国労内には、この状況を「政府と取り引きできるチャンスだ」という視点から見て、運輸省案を呑んでしまおうとする部分や、「運輸省がJRから革マルを排除してくれば展望が開ける」とするような部分があることも事実である。

今こそ、積年の恨みを込めて、自らの力でJR総連を解体し、襲いかかる大合理化攻撃と対決し、国鉄労働者が、大失業時代と闘うすべての労働者の先頭にたつことのなかにこそ、勝利の展望が開かれることをはっきりとさせなければならない。

7/27 「清算事業団「採用」差別事件」
中労委審問の傍聴 動員について

日時 95.7.27(木) 13時〜15時
場所 中央労働委員会(JR浜松町駅下車)
指定列車 千葉3番11時5分快速列車最後部乗車